

武雄市農業委員会

令和2年5月総会議事録

令和2年5月 武雄市農業委員会「総会」議事録

1. 日 時 令和2年5月7日(木)
(開会) 13時30分 (閉会) 14時30分
2. 場 所 旧山内庁舎2階会議室
3. 農業委員出席状況 出席者18人 欠席者1人

議席 番号	氏名	出席	欠席	議席 番号	氏名	出席	欠席
1	中尾 和則	○		11	川口 敏広	○	
2	富永 光男	○		12	古川さゆり	○	
3	末藤 良郎	○		13	稲富 守	○	
4	佐佐木幸夫	○		14	永石 芳彦	○	
5	中島 薫	○		15	山下 英喜		○
6	中村 和仁	○		16	川内 正美	○	
7	中村 一明	○		17	山口 武美	○	
8	田代 了三	○		18	相原 經憲	○	
9	松尾 隆雄	○		19	岩橋 久美	○	
10	向井 健作	○					

4. 農地利用最適化推進委員で出席した者
なし
5. 協議事項
- | | | |
|-------|-----------------------------|-----|
| 議案第1号 | 農地法第3条の規定による許可申請について | 5件 |
| 議案第2号 | 農地法第4条の規定による許可申請について | 2件 |
| 議案第3号 | 農地法第4・5条及び第5条の規定による許可申請について | 10件 |
| 議案第4号 | 武雄市農用地利用集積事業計画(案)について | |
| 議案第5号 | 武雄市非農地証明願いについて | 1件 |
6. 議事内容 以降記載

《開会》

事務局長 皆様こんにちは。ご案内の時間となり、令和2年5月の武雄市農業委員会「総会」の準備が整いました。

本日は15番、山下委員から欠席のご連絡を頂いております。在任委員の過半数以上の出席となりますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、総会が成立していることを報告いたします。

それでは会長、議事進行をお願いします。

《議事録署名人指名・報告事項》

会 長 (農業情勢等の報告等については省略)

ただいまから、令和2年5月の武雄市農業委員会総会を開会いたします。
今日は、議案第1号から議案第5号までの審議をお願いいたします。

本日の議事録署名人に、3番末藤委員、9番松尾委員を指名いたします。
それでは、議案審議に入る前に、事務局から報告事項をお願いします。

事務局 4月総会審議後の転用許可状況について報告。内容は省略。

会 長 事務局からの報告に対して、皆様からお尋ね等はありませんか。

(なし)

会 長 特に無いようですので、審議事項に入ります。

《議案第1号 農地法第3条 許可申請》

会 長 では、議案第1号を議題といたします。農地法第3条の規定による許可申請が5件提出されておりますので、事務局から説明をお願いします。

事務局 議案第1号について説明します。

申請番号1番。所有権移転。〇〇町の田1筆、計2,758㎡。譲渡人は「管理できない」譲受人は「経営拡大したい」ということで申請が出されています。農地の価格は〇〇です。

申請番号2番。所有権移転。〇〇町の田4筆、計799㎡。譲渡人は「管理できない。」譲受人は「経営規模拡大のため。」ということで申請が出されています。農地の価格は〇〇です。

申請番号3番。所有権移転。〇〇町の畑1筆。228㎡。譲受人が「所有地の隣接地で管理しやすい。」ということで申請が出されています。農地の価格は〇〇です。

申請番号4番。所有権移転。〇〇町の田6筆、計4,196㎡。譲受人が「経営拡大したい。」ということで申請が提出されています。農地の価格は〇〇です。

申請番号5番。所有権移転。〇〇町の田1筆、1606㎡。譲受人が「経営拡大したい。」ということで申請が提出されています。
農地の価格は発生しておりません。

以上、申請番号1～5番まで、全て3つの判断基準を満たしていると判断しています。ご審議のほどよろしく申し上げます。

会 長 事務局の説明が終わりました。この5件について地元委員から補足説明があるようでしたら、それを受けてから審議に入ります。何かございませんか。

(地元委員補足説明なし)

会 長 特に無いようですので、議案第1号について質疑を開始します。何かございませんか。

(質疑なし)

会 長 それでは、特に意見も無いようですので、議案第1号の質疑をとどめます。議案第1号、農地法第3条の規定による5件の許可申請について、許可することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

会 長 異議なしと認めます。よって議案第1号、農地法第3条の規定による5件の許可申請については、許可することに決しました。

————— 《議案第2号 農地法第4条 許可申請》 —————

会 長 次に議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請を議題といたします。農地法第4条の規定による許可申請が2件提出されております。この2件について、事務局の説明をお願いします。

事務局 議案第2号について説明いたします。

申請番号1番。土地は〇〇町の畑1筆、計74㎡。「現在の貸駐車場が利用できなくなるため、駐車場を整備したい。」ということで申請が提出されています。今現在申請地には合併浄化槽がありましたので、始末書が添付されています。農地区分は「都市計画法に規定する用途地域内にある農地」です。第3種農地。で「許可し得る。」と判断しております。

申請番号2番。土地は〇〇町の畑2筆、計58.27㎡。「約20年前頃に自宅への進入路の幅員が狭く危険だったため、拡幅し、利用していた。」というも

のです。既に利用をされておりましたので、始末書が添付をされています。農振除外の手続きは済んでおります。農地区分は「農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地」で第2種農地。許可基準の該当事項は「周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得る」と判断しております。

以上です。ご審議の程よろしく申し上げます。

会 長 議案の説明が終わりました。この2件について、地元委員さんから補足説明があれば、その説明を受けてから質疑に入りたいと思います。地元委員さん、何かございませんか。

(地元委員補足説明なし)

会 長 特に無いようですので、議案第2号について質疑を開始します。何かございませんか。

(質疑なし)

会 長 特に質疑も無いようですので、議案第2号の質疑をとどめます。議案第2号 農地法第4条の規定による2件の許可申請については「本委員会としては許可しても差し支えない」との意見を付けて、佐賀県知事に送ることに異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

会 長 異議なしと認めます。よって、議案第2号 農地法第4条の規定による2件の許可申請については、「本委員会としては許可しても差し支えない」との意見を付けて、佐賀県知事に送ることに決しました。

《議案第3号 第5条の規定による許可申請》

会 長 次に、議案第3号、農地法第5条の規定による許可申請を議題といたします。農地法第5条の規定による許可申請が10件提出されております。この10件について、事務局の説明をお願いします。

事務局 議案第3号についてご説明いたします。

申請番号1番。賃借権設定。土地は〇〇町の畑7筆、計55.2㎡。「申請地は山裾にあり耕作にあたりイノシシ等の被害を受けるという懸念から、営農型太陽光パネルを設置し、日陰を利用して榊の栽培をしたい。」という事で、

同時利用地として雑種地外4筆の16.16㎡を含む、71.36㎡の架台支柱部分について、一時転用申請が提出されています。

工事完成時期は令和2年12月31日です。

農地区分は「農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地」で第2種農地。許可基準の該当事項は「周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得る。」と判断しております。

申請番号2番。所有権移転。〇〇町の田2筆、計2,163㎡。「和牛繁殖経営を行っているが、増頭計画があり現在の牛舎では手狭となるため牛舎・堆肥舎の建設と運動場の整備を行いたい。」という事で申請が提出をされています。工事完了時期は令和2年12月31日です。

農地区分は「特定土地改良事業等の施行に係る区域内にある農地」で第1種農地。許可基準の該当事項は「農業用施設。」のため許可し得る判断しております。

申請番号3番。所有権移転。〇〇町の田1筆・畑1筆、計187㎡。「現在、自宅で塾を経営しているが、保護者の駐車場が足りず路上駐車が発生しており、駐車場の増設と併せて駐輪場を整備したい。」という事で申請が提出をされています。工事完了時期は令和2年7月31日です。

農地区分は「都市計画法に規定する用途地域内にある農地」ですので第3種農地。許可基準の該当事項は「許可し得る。」と判断しております。

申請番号4番。所有権移転。〇〇町の田5筆・畑1筆、計272㎡。

「既存の里道は幅員が狭く、農繁期には農業機械と一般車両との離合の際危険である。現在、新幹線工事用道路として一時転用されている部分を今後も道路として利用したい。」ということで同時利用地として道路外1筆1,147㎡を含む1,419㎡について水路を含む道路として利用する計画になっています。工事完了時期は令和2年12月31日です。農振除外の軽微な変更は済んでおります。

農地区分は「特定土地改良事業等の施行に係る区域内にある農地」で第1種農地。許可基準の該当事項は「農業用施設。」で許可し得ると判断しております。

申請番号5番。使用貸借権設定。〇〇町の畑2筆。計248㎡。

「現在アパート住まいだが、子供の成長に伴い手狭になってきており、将来のことも考え実家の隣に一般住宅を建設したい」ということで申請が提出されており、同時利用地として山林128㎡を含む376㎡に一般住宅を計画されています。工事完了時期は、令和2年11月30日です。

農地区分は「農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地」で第2種。許可基準の該当事項は「周辺の他の土地に立地することが困

難な場合」は許可し得ると判断しています。

申請番号6番。所有権移転。〇〇町の田1筆。138㎡。「宅地への進入路が狭く、隣接地との高低差もあり危険であるため安全に通行できるよう拡幅したい。また、宅地内に回転スペースがないため駐車場を整備したい」ということで申請が提出されています。工事完了時期は令和2年8月31日。

農地区分は「農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地」で第2種。許可基準の該当事項は「周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得る」と判断しています。

申請番号7番。所有権移転。〇〇町の畑3筆、計351.53㎡。「現在親と同居しているが、子供の成長に伴い手狭になってきたため、実家近くに一般住宅を建設したい。」というように申請が提出されています。工事完了時期は、令和2年12月31日です。

農地区分は「農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地」で第2種。許可基準の該当事項は「周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得る」と判断しています。

申請番号8番。所有権移転。〇〇町の畑1筆。156㎡。「現在アパート住まいだが、手狭になってきており、子供の入学前に一般住宅を建設したい。」というように申請が提出されており、同時利用地として、宅地323.44㎡を含む、479.44に一般住宅とそれに付随して駐車場を計画されています。工事完了時期は、令和2年9月30日です。

農地区分は「農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地」で第2種。許可基準の該当事項は「周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得る」と判断をしています。

申請番号9番。所有権移転。〇〇町の田2筆。計265.11㎡。「現在賃貸住宅に住んでいるが、子どもの成長に伴い手狭になってきたため、申請地に一般住宅を建設したい」というように申請が提出されており、同時利用地として宅地297㎡を含む、562.11㎡に一般住宅とそれに付随して駐車場を計画されています。工事完了時期は令和2年11月30日です。

農地区分は「農地区分は農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地」で第2種。許可基準の該当事項は「周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得る」と判断しています。

申請番号10番。所有権移転。〇〇町の畑1筆。434㎡。「現在アパート住まいだが、子供の成長に伴い、手狭になってきたため、実家近くに一般住宅を建設したい」というように申請が提出されています。工事完了時期は令和2年11月30日です。

農地区分は「農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農

地」で第2種。許可基準の該当事項は「周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得る」と判断しています。

以上です。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

会 長 議案の説明が終わりました。議案第3号について、地元委員さんから補足説明があれば、その説明を受けてから質疑に入りたいと思います。地元委員さん、何かございませんか。

(地元委員補足説明なし)

会 長 無いようですので、質疑を開始します。

(質疑なし)

会 長 それでは、質疑も無いようですので、議案第3号の質疑をとどめます。
議案第3号 農地法第5条の規定による10件の許可申請については、「本委員会としては許可しても差し支えない」との意見を付けて、佐賀県知事に送ることに異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

会 長 異議なしと認めます。
よって、議案第3号 農地法第5条の規定による10件の許可申請については、「本委員会としては許可しても差し支えない」との意見を付けて、佐賀県知事に送ることに決しました。

《議案第4号 農用地利用集積事業計画（案）》

会 長 次に、議案第4号を議題といたします。武雄市農用地利用集積事業計画（案）について事務局の説明をお願いします。

事務局 議案第4号「農業地利用集積事業計画（案）」についてご説明いたします。1ページをご覧ください。「令和2年度第2号利用権設定計画（案）」を記載しています。2ページをご覧ください。こちらに内訳を記載しています。

武雄町、田、新規7件、11筆、8,736㎡。
再設定6件、18筆、18,253㎡。

橘町、田、再設定20件、37筆、65,733㎡。

朝日町、田、新規1件、1筆、1,168㎡。
再設定18件、34筆、48,993㎡。

若木町、田、新規9件、17筆、17,030㎡。
再設定、6件、9筆、4,715㎡。

武内町、田、再設定5件、10筆、11,659㎡。

東川登町、田、新規2件、3筆、2,872㎡。
再設定、10件、25筆、28,371㎡。

西川登町、田、再設定3件、4筆、4,454㎡。

山内町、田、再設定8件、10筆、16,208㎡。

北方町、田、新規4件、8筆、17,768㎡。
再設定、30件、78筆、116,709㎡。

となっています。

3ページ以降に各町の詳細を記載しています。また、利用権の解除については、49ページに記載をしておりますのでご確認ください。

以上、農業経営地盤強化促進法第18条3項の要件を満たしていると考えます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

会 長 議案の説明が終わりました。議案第4号について、質疑を開始します。何かございませんか。

(質疑なし)

会 長 それでは、他に意見も無いようですので、議案第4号の質疑をとどめます。議案第4号 武雄市農用地利用集積事業計画（案）について、原案どおり承認することに異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

会 長 異議なしと認めます。
よって、議案第4号 武雄市農用地利用集積事業計画（案）については、原案どおり承認することに決しました。

《議案第5号 武雄市非農地証明願申請について》

会 長 次に議案第5号を議題といたします。「武雄市非農地証明願申請」について、事務局の説明をお願いします。

事務局 議案第5号について説明します。
申請番号1番。土地は〇〇町の畑1筆。229㎡。「亡父が畑で管理できずに、平成12年頃に植林していた」というものです。
非農地証明事務処理要領の該当事項は5号の「人為的に転用された土地であって、かつその転用行為が20年以上経過し、農業委員会が特に法施行上証明書の交付を行うこともやむを得ないと認めた場合」に該当すると判断しています。

ご審議の程、よろしくをお願いします。

会 長 事務局の説明が終わりました。地元委員さんの補足説明があれば、それを受けてから質疑に入りたいと思いますが、地元委員さん、何かございませんか。

(地元委員補足説明なし)

会 長 特に無いようですので、質疑を開始します。何かございませんか。

(質疑なし)

会 長 意見も無いようですので、質疑をとどめます。
議案第5号、1件の武雄市非農地証明願につきまして、原案どおり証明することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

会 長 異議なしと認めます。
よって、議案第5号の武雄市非農地証明につきましては原案どおり証明することに決しました。

《閉会》

会 長 それでは、以上をもちまして、和2年5月の農業委員会総会を終わります。